平成２７年（フ）第９０号
山口市道場門前１丁目４番８号、前住所山口市中央１丁目２番４号　ブティク　アキエ
債務者　秋江　堅氏
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９５号
北海道虻田郡洞爺湖町高砂町97番地２
債務者　能登小百合（旧姓岡崎）
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第２６８号
盛岡市北松園４丁目23番12号　レインボーヒルズ102号
債務者　山本　孝行
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２９６号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字鐙田27番地１　ラ・ビータ107、旧住所岩手県奥州市水沢区字内匠田56番地１　県営内匠田アパート１号棟34号室
債務者　千田　一哉（旧姓浮田）
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１２５号
徳島県小松島市中田町奥林58の４　東條美佐子方、住民票上の住所愛知県一宮市明地字江端207番地
債務者　森部伊津子
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第６９８号
広島市中区河原町12番11―403号
債務者　布施　友好
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１２号
香川県高松市松福町１丁目12番16―103号　アーバンハイツ
債務者　向井　敏子（旧姓岩村）
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０３号
佐賀県鹿島市大字高津原376番地４、前住所佐賀県鹿島市大字山浦丁444番地１　コーポ三原１号
債務者　高倉つた枝
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１０４号
佐賀県西松浦郡有田町下内野丙2524番地１
債務者　木寺　聡史
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１０９号
佐賀県武雄市武雄町大字永島13280番地１
債務者　梁井　勇佐
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１１０号
佐賀県嬉野市塩田町大字五町田甲3005番地イ
債務者　梁井　和昭
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１１１号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丁1017番地９　筒井貸家
債務者　峰下　一元
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１１４号
佐賀県西松浦郡有田町立部乙2275番地５　東園町営住宅402号
債務者　中山　淳子
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第２１５号
長崎県長崎市横尾５丁目１番９―203号
債務者　岩谷　智美
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２０号
長崎県長崎市西小島２丁目５番27―201号
債務者　岳川　功一
1　決定年月日時　平成27年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２７号
長崎県長崎市高城台１丁目19番29号
債務者　村岡　昌之
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第８９号
長崎県諫早市小船越町571番地80　ハイツ松山Ⅱ201号、前住所長崎県雲仙市小浜町南本町1588番地
債務者　町永　　翔
1　決定年月日時　平成27年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係